

2022年度 健康保険被扶養者資格調査の実施について
※40歳以上の方には次年度に向けた健診調査も同時に実施します

YKK健康保険組合では、保険給付の適正化を目的に「健康保険法施行規則第50条」に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格調査を毎年実施しております。

40歳以上のご家族の方には「特定健康診査等に関する調査」を同時に実施します。特定健康診査事業の円滑な実施のため、ご回答くださいますようお願いいたします。

2022年度は下記の通り実施しますので、よろしくお願ひいたします。

記

■調査対象者	2022年4月1日において18歳以上の被扶養者(11月15日在籍) 3月31日までに75歳に到達し後期高齢者医療制度へ加入予定の方は対象外 調査対象者がいる加入者へは、改めてご案内いたします。
---------------	--

■扶養認定要件

① 収入要件(年間限度額)について	
・60歳未満	130万円未満 (月額108,334円未満)
・60歳以上または障害年金受給要件該当者	180万円未満 (月額150,000円未満)
同居の場合	別居の場合
・被保険者(社員)の収入の1/2未満であること	・被保険者(社員)の収入の1/2未満であること ・被保険者(社員)からの仕送り額よりも少ないこと
② 生計維持について	
・被扶養者(家族)の生活が、被保険者(社員)の収入によって成り立っていること ・被保険者(社員)が主たる生計維持者(生活費の半分以上を負担している)であること	
③ 日本国内居住要件について	
・日本に住所を有する者(日本に住民票があること) ・日本に住所を有していないが生活の基礎が日本にあると認められる者(国内居住要件の例外※) ※外国において留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族 等	

■申告方法

YKK健康保険組合が開設する「健康ポータルサイト『健康の森』」からの電子申請

- ・スマートフォンからも申告いただけます。(紙面印刷の必要はありません)
- ・健康ポータルサイト「健康の森」への利用登録が必要です。
ログイン方法については、社内掲示等の健康ポータルサイト「健康の森」ログイン方法をご確認ください。
- ・登録が難しい場合は、YKK健康保険組合へご連絡ください。

■必要書類

原則、書類(所得証明書・住民票・在学証明書)の提出は必要ありません(※)。
マイナンバーを活用した情報連携により、収入(所得証明)・住居(住民票)状況を確認します。
※ただし、次の場合は提出が必要です。

状況	必要書類
自営業・事業所得があるとき (営業・農業・不動産・利子・配当収入等)	「確定申告書」の写し 「収支内訳の分かる書類」の写し
別居の場合 (ただし、単身赴任中・就学による下宿は除く)	「仕送り証明書」(生活費として負担した証明書) 5月～10月分として仕送りしたことが分かる書類の写し
申告状況より、詳細な確認が必要であるとき (必要に応じて、健保組合から提出を依頼します)	別途ご案内します

■調査期間

2022年11月24日～2022年12月14日

■結果通知

削除(※)と判断した方、詳細な確認が必要な方へは、12月中にご連絡いたします。
※削除日は原則 2023年1月1日 (就職等で新しく健康保険に加入した場合はその日)